

ニッセイSDGsインカムファンド (予想分配金提示型・為替ヘッジあり) / (予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／債券



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

三菱UFJ信託銀行株式会社

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

本書においては、各ファンドの名称について下記の正式名称または略称のいずれかで記載します。
ニッセイSDGsインカムファンド(予想分配金提示型・為替ヘッジあり)…為替ヘッジあり
ニッセイSDGsインカムファンド(予想分配金提示型・為替ヘッジなし)…為替ヘッジなし

●委託会社の情報 (2026年3月末現在)

委託会社名 ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金 100億円
設立年月日 1995年4月4日	運用する 投資信託財産の 合計純資産総額 10兆3,860億円

●商品分類等

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型 ・ 追加型	投資 対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ
為替ヘッジ あり	追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券(社債)))	年6回 (隔月)	北米 欧州	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
為替ヘッジ なし								なし

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ
<https://www.imaj.or.jp/> にてご確認ください。

- 本書により行う「ニッセイSDGsインカムファンド(予想分配金提示型・為替ヘッジあり) / (予想分配金提示型・為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年6月15日に関東財務局長に提出しており、2026年6月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名 為替ヘッジあり:Gイン予想有 / 為替ヘッジなし:sイン予想無)および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「ニッセイSDGs北米クレジットマザーファンド」および「ニッセイSDGs欧州クレジットマザーファンド」への投資を通じ、北米や欧州の企業が発行する社債を実質的な主要投資対象とし、安定したインカム収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

1 主に北米・欧州の企業が発行する社債に投資します。

- 原則として、取得時においてBBB格相当以上の格付を得ている社債(劣後債等を含む)に投資します。
・劣後債とは、発行体が経営破綻した場合等に普通社債等よりも債務弁済の順位が劣る債券のことをいいます。

2 SDGs達成に関連した事業を展開する企業が発行する社債のなかから投資銘柄を選定します。

- 銘柄選定にあたっては、ESG*の観点を重視し、発行体企業についての徹底した調査・分析を行います。

*Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)の頭文字をとったもの

「SDGs(エスディーゼズ:Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)」とは

2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための2030年を期限とする国際目標です。経済・社会・環境の調和のとれた持続的な発展をめざし、包括的な17の目標が設けられています。

運用プロセスイメージ

北米・欧州企業が発行する
投資適格社債(BBB格相当以上)

投資候補銘柄群

ポートフォリオ

①投資候補銘柄の抽出

- 投資対象は、北米企業・欧州企業が発行する投資適格社債
- SDGsに関連する事業売上構成比と収益貢献度等が高い発行体を抽出

②発行体企業の調査・分析

- 信用リスクの評価
- ESG評価を重視
 - ・徹底した調査・分析により、ESGの各要素が企業価値の向上に寄与しているかを見極め
 - ・原則としてESGレーティングが相対的に高い銘柄(レーティング2以上)に投資
 - ・弊社におけるESG要素の活用やESGレーティングなどについての詳細は、後記「追加的記載事項」をご参照ください。

③投資銘柄・ウェイトの決定

- 各銘柄の割安度・リスク等を考慮し、投資銘柄・投資ウェイトを決定

・ファンドは日本生命グループの海外拠点から提供される助言を活用し、ニッセイアセットマネジメント株式会社が運用を行います。

・上記運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

3 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドから選択いただけます。

- 「為替ヘッジあり」は、組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。
 - 「為替ヘッジなし」は、組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受けます。
- ・為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

4 年6回決算を行い、決算日の前営業日の基準価額に応じた分配をめざします。

- 毎年1・3・5・7・9・11月の各15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
- 収益分配方針に基づき、決算日の前営業日の基準価額(1万口当り。支払い済みの分配金累計額は加算しません)に応じて、以下の金額の分配を行うことをめざします。

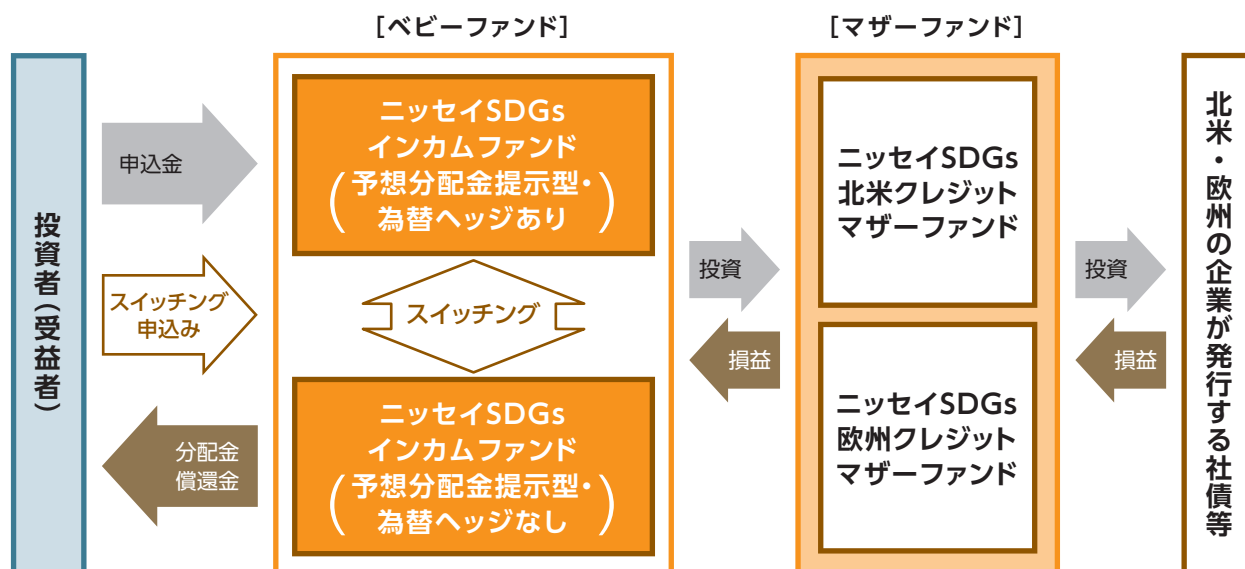
決算日の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当り、税引前)
10,100円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
10,100円以上10,400円未満	20円
10,400円以上10,700円未満	40円
10,700円以上11,000円未満	60円
11,000円以上	80円

- ・決算日の前営業日から決算日まで基準価額が急激に変動した場合等には、上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。
- ・基準価額の値上がりにより、該当する分配金テーブルが分配金の支払い準備のために用意していた資金を超える場合等には、テーブル通りの分配ができないことがあります。
- ・基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額があらかじめ決められた水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
- ・分配を行うことにより基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

! 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

●ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



- ・「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」との間でスイッチングが可能です。
- ・販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

❗ マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

●主な投資制限

株 式	株式等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
同 一 銘 柄 の 株 式	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投 資 信 託 証 券	投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券等を除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

●収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
- 原則として、決算日の前営業日の基準価額(1万口当たり。支払い済みの分配金累計額は加算しません)に応じた金額の分配をめざします。ただし、分配対象額が少額の場合、あるいは決算日の前営業日から決算日まで基準価額が急激に変動した場合等には、分配を行わないこと等があります。また、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

❗ 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

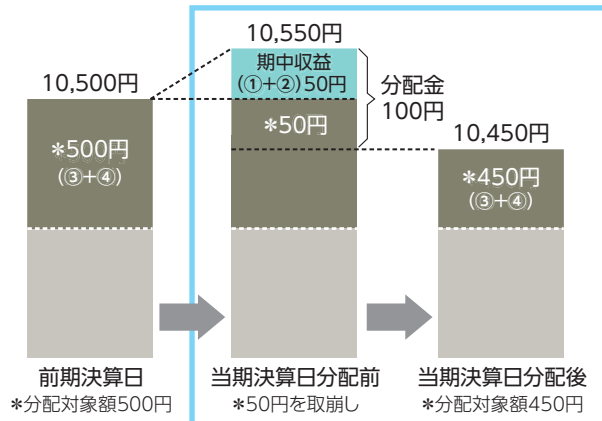
ファンドの信託財産

分配金

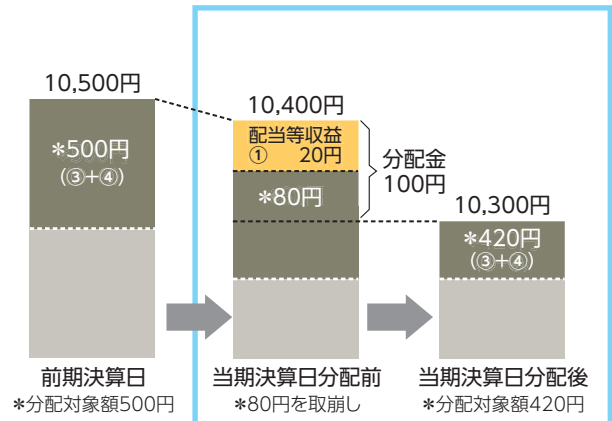
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

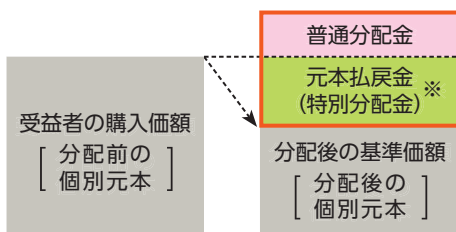
分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

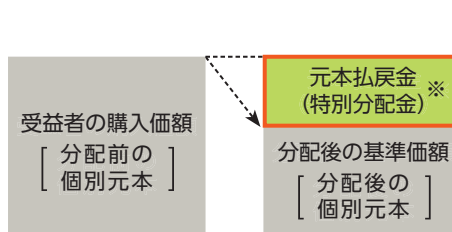
❗ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金(特別分配金)が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- 普通分配金に対する課税については、後記「4. 手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

追加的記載事項

ニッセイアセットマネジメント株式会社における「ESGファンド」について

ニッセイアセットマネジメント株式会社(以下「弊社」といいます)は、ファンドの設定目的や運用方針等をもとに、弊社が設定・運用する公募投資信託において「ESGファンド」と位置付けるファンドを分類しています。

本書のファンドは、「ESGファンド」に該当いたします。

以下に弊社における「ESGファンド」の考え方をご説明いたします。

●ESG運用とは

まず、ESGとは、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)の頭文字をとった言葉で、ESG運用とはこれらの要素を投資判断に加味する運用のことをいいます。ESG運用については、持続可能な社会および国際金融システムの実現をめざすために、2006年に国連が中心となり提唱した責任投資原則(PRI:Principles for Responsible Investment)をきっかけとして広まっている考え方です。

●弊社の「ESGファンド」の考え方について

弊社ではESG要素を積極的に活用し、ポートフォリオを構築するファンドを「ESGファンド」としています。「アクティブファンド」において、ESG要素を積極的に活用する運用とは、相対的にESG評価の高い銘柄を選別したり、ESGの観点でインパクト創出可能な銘柄を選別したりする運用のことをいいます^{※1}。運用ファンド全体のなかでESGファンド以外の区分としては、ESG要素を体系的に運用プロセスに組み込んでいるファンド、ネガティブスクリーニング^{※2}などでESG要素を考慮しているファンド、およびESG要素を考慮していないファンドがあります。

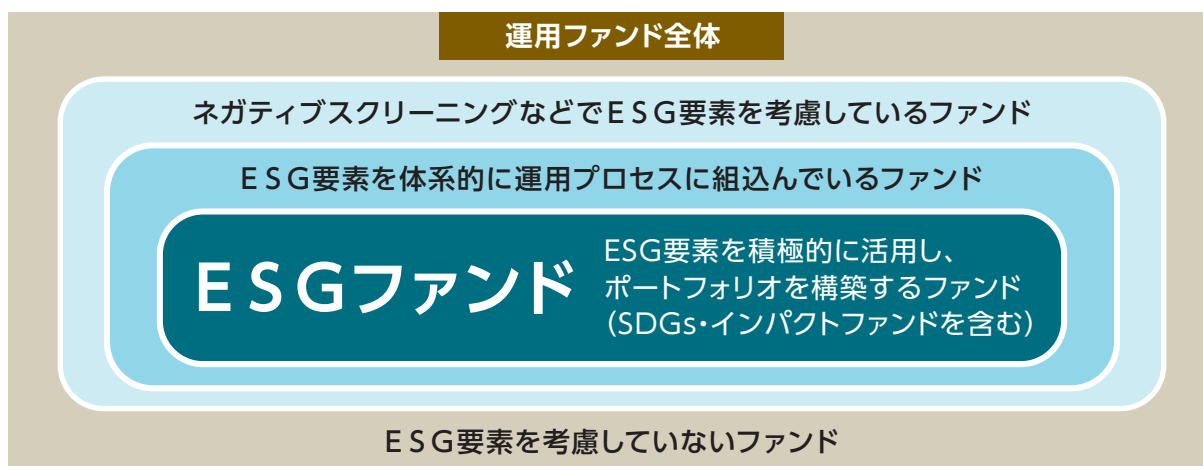
なお、ESGファンドのなかで、特にSDGs^{※3}のゴール達成という観点においても優れた投資銘柄でポートフォリオを構築するファンドを「SDGsファンド」、また環境や社会へのインパクト創出も企図し、その効果をレポートするファンドを「インパクトファンド」としています。

※1 「インデックスファンド」においては、ESG要素を積極的に活用して構成されていると弊社が考える指数に連動するファンドをESGファンドとしています。

※2 ESGの観点から特定の銘柄等を投資対象から除外することをいいます。

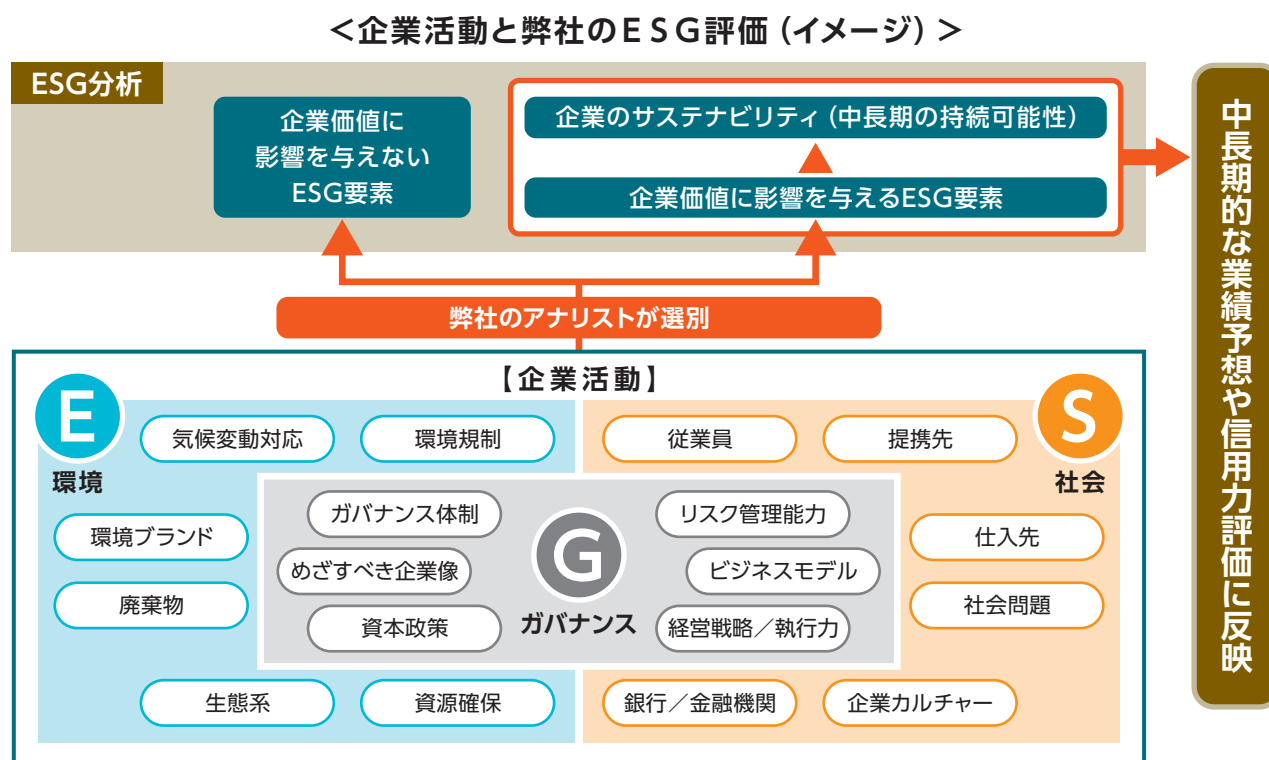
※3 Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)のことです。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

< ESGファンドの考え方 (イメージ) >



●弊社のESGに対する考え方について

弊社では、ESGは企業のあらゆる活動に影響を与える要素であると考えており、企業のESGに関する取組みを分析することで、企業のサステナビリティ(中長期的な持続可能性)や中長期的な企業像を把握することができると考えています。また、一般にESGの観点で優れた取組みを行い、ステークホルダー(企業のあらゆる利害関係者)との持続的な関係を構築できる企業は、中長期的に持続的な成長基盤を有していると考えられます。弊社では、アナリストが、ESG要素のなかで企業価値に影響を与えるものを企業毎に選別しながらサステナビリティの評価(ESGレーティング(詳細は後述)※の付与)を行います。その評価を中長期的な業績予想や信用力評価に反映させ、投資判断の土台として活用しています。



※弊社の「ESGレーティング」について

弊社のESG評価は、企業のESGに関する取組みが中長期の企業価値に「ポジティブか」「中立か」「ネガティブか」の原則3段階とし、1～3のESGレーティングを付与しています(レーティング1が高評価)。ただし、ESGの取組みを通じて企業価値の大きな毀損が懸念されるものの、時価総額が大きい等の理由で投資ユニバースとして継続する企業には、レーティング4を付与することがあります。

なお、企業のESGレーティングの付与においては、グローバルに共通のプラットフォームを用いながら資産横断的に独自の評価を実施しています。

<ESGレーティングの内容>

レーティング	内 容
1	企業のESGに関する取組みが企業価値にポジティブ
2	企業のESGに関する取組みが企業価値に中立
3	企業のESGに関する取組みが企業価値にネガティブ
4	企業のESGに関する取組みが企業価値に大きくネガティブ
付与なし	流動性や信用リスク等の観点から原則アクティブ運用の投資ユニバース外

なお、第三者の運用会社に運用の委託等を行う外部運用におけるESGに対する考え方やESGレーティングの付与手法などについては、上述の限りではありません。

以 上

弊社のESGファンドの考え方等は、今後のESGを取り巻く情勢等に応じ見直す場合があります。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

● 主な変動要因

債券・劣後債投資リスク	金利変動	金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券や劣後債の価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、価格が下落します。
	信用リスク	債券や劣後債の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、価格が下落することがあります。
	劣後債固有のリスク	・一般に劣後債には、繰上償還条項が付与されており、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている劣後債は、予定期日に償還されない場合、または繰上償還を行わないと予想される場合には、価格が下落することがあります。 ・一般に劣後債は、法的な弁済順位は普通株式に優先し普通社債より劣後します。そのため、発行体が破綻等に陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、劣後債は元利金の支払いを受けることができません。また、劣後債は、一般に同一発行体の普通社債と比較して低い格付が信用格付業者から付与されています。そのため、発行体の信用力が低下した場合、普通社債以上に価格が大きく下落することがあります。 ・一般に劣後債は、利息または配当の支払繰延条項が付与されており、発行体の業績や財務状況等が悪化した場合、利息または配当の支払いが停止・繰延べされることがあります。 ・劣後債に関する制度の変更(税制改正、市場規制等)があった場合、価格が下落することがあります。
為替変動リスク		〈為替ヘッジあり〉 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替ヘッジを完全に行うことができないとは限らないため、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円の金利が為替ヘッジを行う当該外貨の金利より低い場合などには、ヘッジコストが発生することがあります。 〈為替ヘッジなし〉 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

カントリーリスク	外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。
流動性リスク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○ファンドのESG運用に関しては、以下の制約要因やリスクにご留意ください。

ファンドは委託会社によるESG評価が相対的に高い銘柄でポートフォリオを構築しているため、ポートフォリオの特性が偏ることがあります。このため、基準価額の値動きがファンドの主要投資対象市場全体の値動きと比較して大きくなる可能性、相場動向によっては基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性などがあります。

○委託会社の株主である日本生命保険相互会社は2026年2月末現在、各ファンドの投資対象であるニッセイSDGs欧州クレジットマザーファンドを他のベビーファンドを通じて実質的に23.8%保有しています。当該保有分は日本生命保険相互会社により換金されることがあります。

○ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

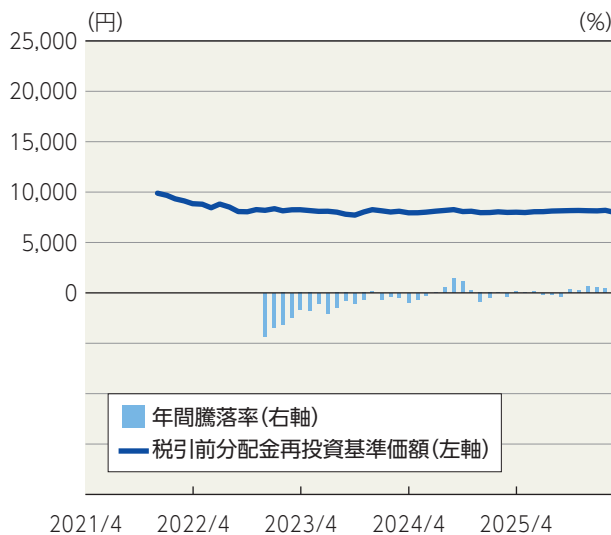
また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

2.投資リスク

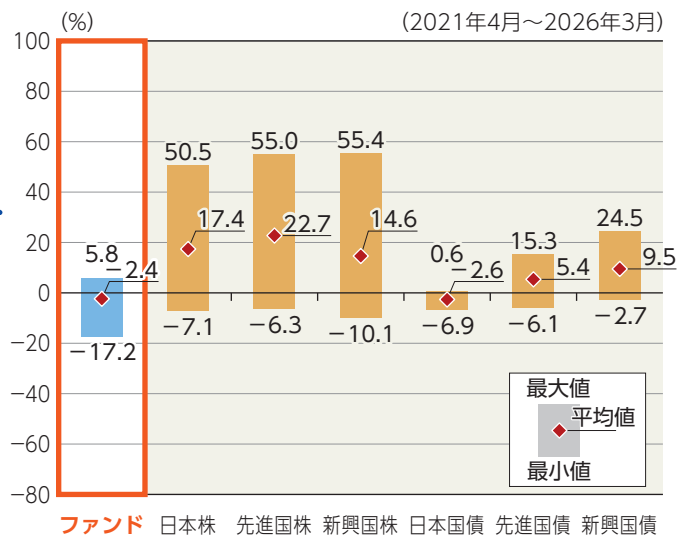
(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

●ニッセイSDGsインカムファンド(予想分配金提示型・為替ヘッジあり)

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

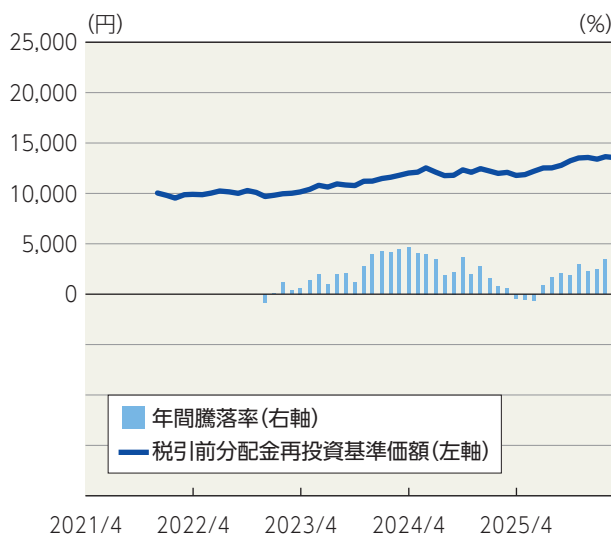


②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

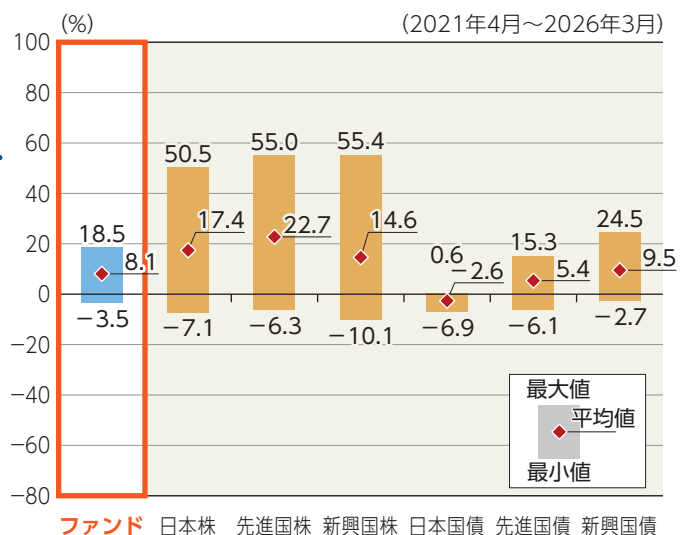


●ニッセイSDGsインカムファンド(予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の年間騰落率のデータが5年分に満たないため、実在するデータのみの記載となっています。したがって、**グラフ②においては、代表的な資産クラスとの比較対象期間が異なりますのでご注意ください。**

- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間に於けるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日 本 株 … TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIEマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし (対円)」の指数を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

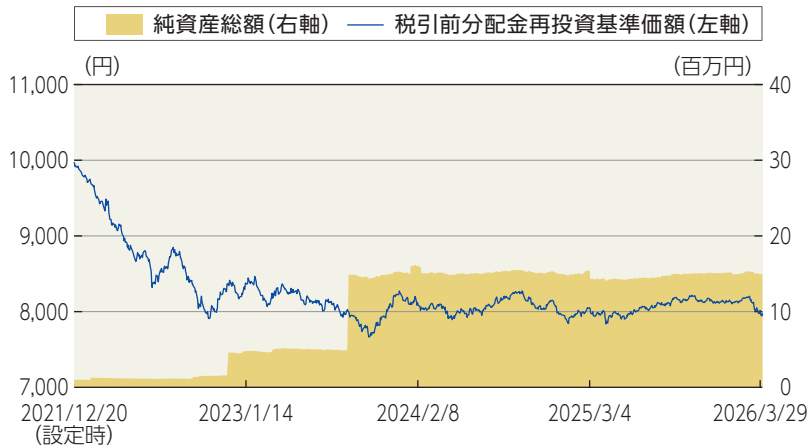
- ・TOPIX (東証株価指数) の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIEマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3.運用実績

2026年3月末現在

●基準価額・純資産の推移

ニッセイSDGsインカムファンド(予想分配金提示型・為替ヘッジあり)



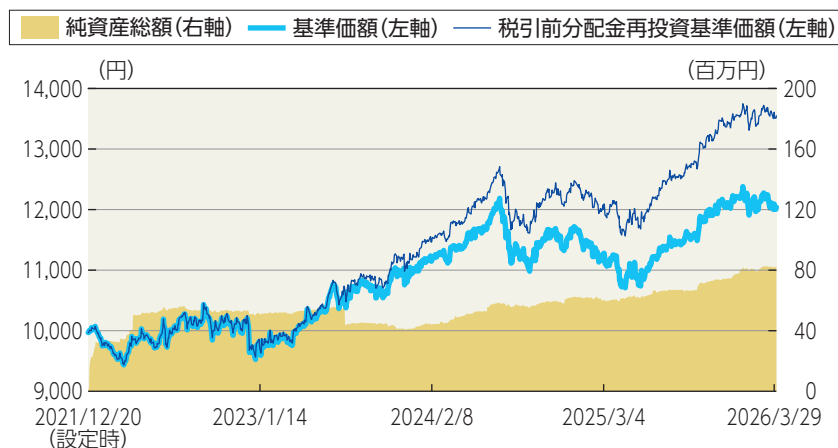
- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	7,978円
純資産総額	14百万円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2025年 7 月	0円
2025年 9 月	0円
2025年11月	0円
2026年 1 月	0円
2026年 3 月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

ニッセイSDGsインカムファンド(予想分配金提示型・為替ヘッジなし)



- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	12,041円
純資産総額	82百万円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2025年 7 月	80円
2025年 9 月	80円
2025年11月	80円
2026年 1 月	80円
2026年 3 月	80円
直近1年間累計	480円
設定来累計	1,340円

●組入比率

ニッセイSDGsインカムファンド
(予想分配金提示型・為替ヘッジあり)

ニッセイSDGs北米クレジット マザーファンド	68.1%
ニッセイSDGs欧州クレジット マザーファンド	32.3%
短期金融資産等	-0.4%

・比率は対純資産総額比です。

ニッセイSDGsインカムファンド
(予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

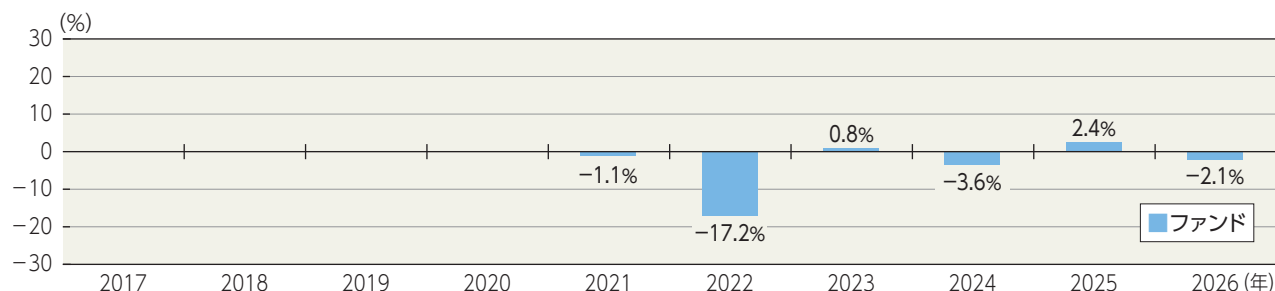
ニッセイSDGs北米クレジット マザーファンド	67.8%
ニッセイSDGs欧州クレジット マザーファンド	32.2%
短期金融資産等	-0.0%

・比率は対純資産総額比です。

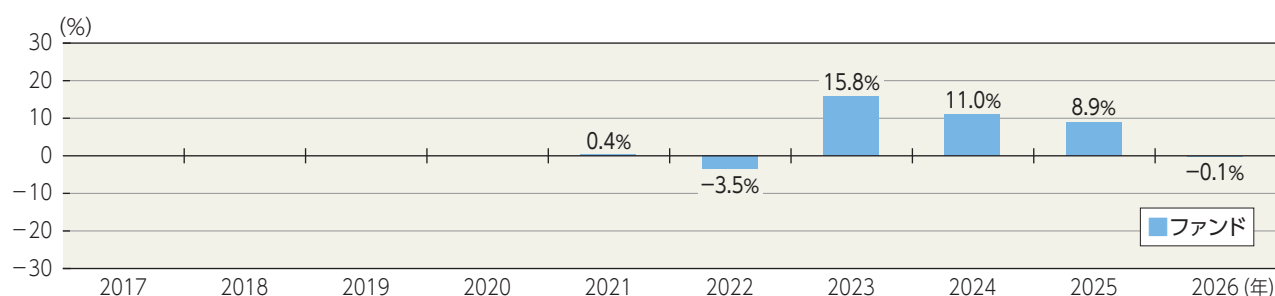
❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

●年間収益率の推移

ニッセイSDGsインカムファンド(予想分配金提示型・為替ヘッジあり)



ニッセイSDGsインカムファンド(予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

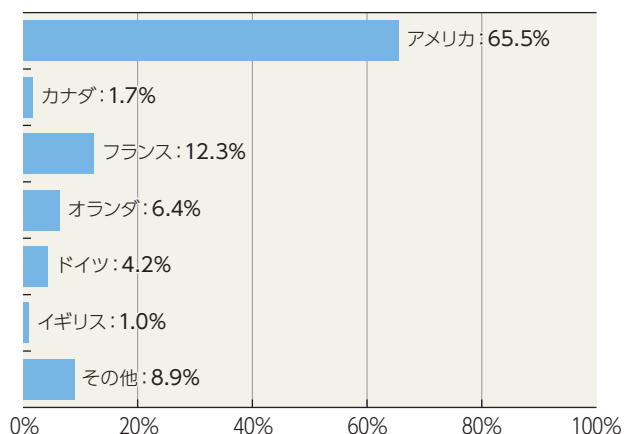


- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・2021年はファンド設定時から年末まで、2026年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

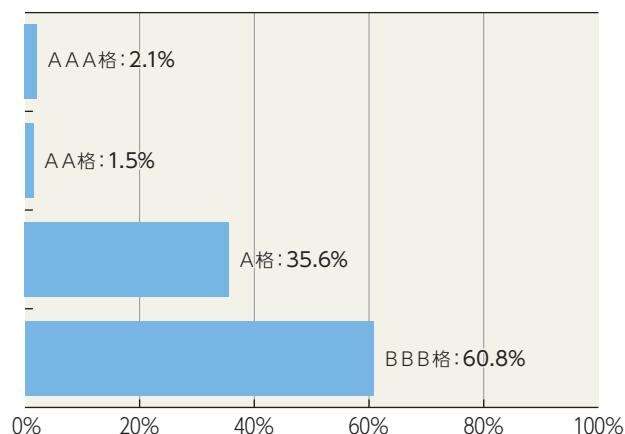
◎主要な資産の状況(マザーファンド)

ニッセイSDGsインカムファンド(予想分配金提示型・為替ヘッジあり)

国・地域別構成比率



格付分布【平均格付:A-】

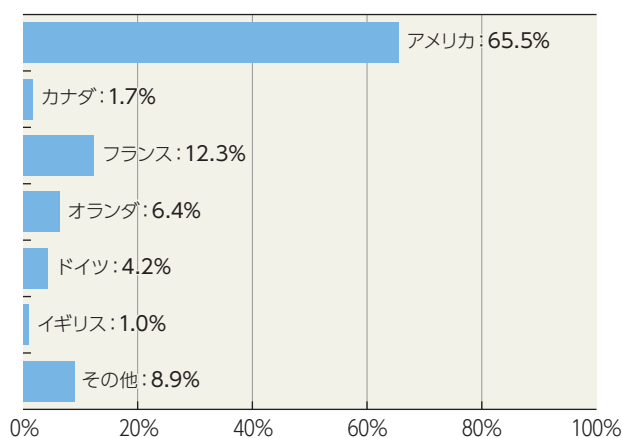


- ・上記グラフはすべて対組入債券評価額比です。
- ・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。
- ・原則として格付は、Moody's、S&Pのうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点で各マザーファンドが保有している債券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

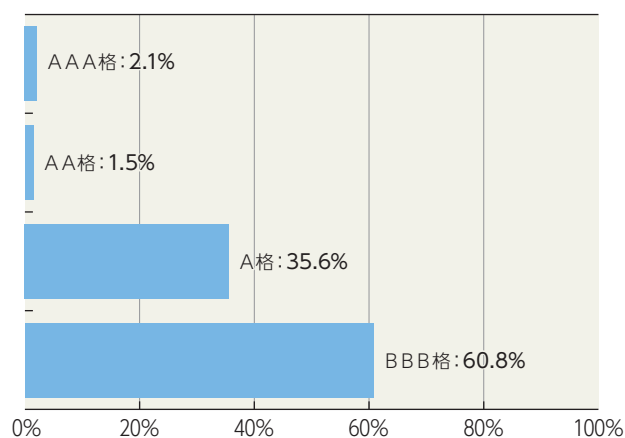
❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

ニッセイSDGsインカムファンド(予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

国・地域別構成比率



格付分布【平均格付:A-】



- ・上記グラフはすべて対組入債券評価額比です。
- ・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。
- ・原則として格付は、Moody's、S&Pのうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点で各マザーファンドが保有している債券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

◎各マザーファンドの組入上位銘柄

1.ニッセイSDGs北米クレジットマザーファンド

	銘柄	償還日	クーポン	比率
1	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	2036/01/22	4.898%	4.6%
2	フィフス・サード・バンコープ	2032/04/25	4.337%	4.5%
3	ホーム・デポ	2031/04/25	4.850%	4.5%
4	PNCファイナンシャル・サービスズ・グループ	2035/01/29	5.575%	4.5%
5	アッヴィ	2030/02/15	4.875%	4.5%

- ・比率は対組入債券評価額比です。
- ※償還日は、繰上償還条項が付与されている場合は次回の繰上償還予定日を記載しています。

2.ニッセイSDGs欧州クレジットマザーファンド

	銘柄	償還日	クーポン	比率
1	エーオン	2039/10/16	4.000%	4.8%
2	ユーログリッド	2037/02/28	4.056%	4.7%
3	シーメンス金融会社	2036/02/27	3.625%	4.7%
4	ヴェオリア・エンバイロメント	2037/03/17	3.795%	4.6%
5	カイシャバンク	2031/09/05	4.000%	4.5%

- ・比率は対組入債券評価額比です。
- ※償還日は、繰上償還条項が付与されている場合は次回の繰上償還予定日を記載しています。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ● 収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金・スイッチングの申込みの受付けを行いません。
	購入の申込期間	2026年6月16日から2026年12月15日まで ● 期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときには、購入・換金・スイッチングの申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金・スイッチングの申込みの受付けを取消すことがあります。
決算・分配	決算日	1・3・5・7・9・11月の各15日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年6回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース：税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース：税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ● 販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他	信託期間	2044年3月15日まで(設定日:2021年12月20日)
	繰上償還	各ファンドにおいて、受益権の口数が30億口または純資産総額が30億円を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	信託金の限度額	各ファンドにつき、5,000億円とします。
	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)に掲載します。
	運用報告書	委託会社は3・9月の決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者に交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の対象となり、いずれのファンドもNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。
	スイッチング	「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」との間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、購入時と同様に販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時と同様に信託財産留保額・税金がかかる場合があります。 ●販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.2% (税抜2.0%) を上限 として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。	▶ 購入時手数料 :購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.05% をかけた額とします。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用																																
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に**年率0.913% (税抜0.83%)**をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。	▶ **運用管理費用 (信託報酬)** ＝保有期間中の日々の純資産総額 ×信託報酬率 (年率)																													
							-------------------	------	-------	--			支払先	年率	役務の内容		信託報酬率 (年率・税抜) の配分	委託会社	0.40%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価 (投資助言会社への運用に関する助言報酬を含む)			販売会社	0.40%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価			受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価	・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。	
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.011% (税抜0.01%) をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。	▶ **監査費用**:公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用																													
随時	その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 また、ファンドが「ニッセイSDGs北米クレジットマザーファンド」や「ニッセイSDGs欧州クレジットマザーファンド」を換金する際には、信託財産留保額*をファンドからご負担いただきます。 ※「ニッセイSDGs北米クレジットマザーファンド」「ニッセイSDGs欧州クレジットマザーファンド」の基準価額に0.05%をかけた額。 なお、投資者が実質的に負担する信託財産留保額は、前記「投資者が直接的に負担する費用」に記載の信託財産留保額となります。	▶ **売買委託手数料**:有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶ **信託事務の諸費用**:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶ **借入金の利息**:受託会社等から一時的に資金を借入れた場合 (立替金も含む) に発生する利息																													

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

4. 手続・手数料等

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		換金(解約)時および償還時	
所得税 および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	所得税 および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して20.315%

・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。

・法人の場合は上記とは異なります。

・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

為替ヘッジあり

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
1.02%	0.91%	0.11%

為替ヘッジなし

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
0.95%	0.91%	0.03%

・対象期間:2025年9月17日~2026年3月16日

・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、②その他費用の比率に含めています。

・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。